## 記入例

様式第五(第五十五条関係)

樣

不要となる語句を抹消。

許 可

解体業 申請書

許可の更新



記入不要。

月 日

申請日は、係員の 指示で記入するこ と。

富山市長

(郵便番号) 123 - 4567

所 富山県富山市 1番1号 住 氏 名 株式会社

代表取締役 富山 太郎 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076 - 543 - 2100

登記簿謄本あるい は住民票のとおり 記入。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて 解体業の許可(許可の更新)を申請します。

			1
事業所の名称及び所在地			
名 称 株式会社 ×営	業所		
(郵便番号)939- 所在地 富山市 町 丁目	番号	076-×××-×××	
事業の用に供する施設の概要	別紙のとおり		別紙様式 3 に記し し、図面等を添ん
他に解体業又は破砕業の許可(他の 都道府県のものを含む。)を有してい		許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)	
る場合にあっては、その許可番号( F 請中の場合にあっては、申請年月日			許可(申請中) あれば記入。
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にある。		許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)	
ては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)		第×××××××××号(収集運搬)	該当する許可が ければ、「なし」 記入。
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、 当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	□ 株式会社 ×営業所序 市 町 丁目 番		事業所以外での 替え・保管がな れば、「該当なし と記入。

乙

が

バな ے د

り積 よけ Lل と記入。

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住	所
(とやま たろう) 富山 太郎 (とやま じろう)	代表取締役	富山県富山市	1番1号
富山 次郎 (とやま はなこ)	取締役	富山県富山市	1番1号
富山花子	監査役	富山県富山市	1番1号

登記簿役員欄に記載されている役員 全員を記入。

住所は、住民票の とおり記入。

## 令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

役職名	住	所			
×営業所長	富山県富山市	×番×号			

支店等の代表者が ある場合に記入。

## 法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住	所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所		保有する株式の数 又は出資の金額
(とやま うみこ) 富山 海子 (とやま たろう)	富山県富山市 1番1号		五千株
富山 太郎   ( ×しょうじ)	富山県富山市 1番1号		四千株
×商事株式会社	富山県富山市 町 丁目 番	号	三千株

役員ではないが 5%以上株式を有 する方についても 記入。

他会社が株式を所有している場合は、登記簿謄本の とおり記入。

## 標準作業書の記載事項 別添「標準作業書」の写しのとおり 使用済自動車及び解体自動車 の保管の方法 廃油及び廃液の回収、事業所 同上 からの流出の防止及び保管の 方法 使用済自動車又は解体自動車 の解体の方法(指定回収物品 同上 及び鉛蓄電池等の回収の方法 を含む。) 油水分離装置及びためます等 同上 の管理の方法 (これらを設置 する場合に限る。) 使用済自動車又は解体自動車 の解体に伴って生じる廃棄物 同上 (解体自動車及び指定回収物 品を除く。)の処理の方法 使用済自動車又は解体自動車 から分離した部品、材料その 同 上 他の有用なものの保管の方法 使用済自動車及び解体自動車 同上 の運搬の方法 解体業の用に供する施設の保 同上 守点検の方法 火災予防上の措置 同上 手数料欄

「標準作業書」の 全文の写しを添付 すること。

- 備考 1 印の欄は、記入しないこと。
  - 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することで も可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。